

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン（平成26年12月27日付け閣副第979号内閣審議官通知）の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関する事項
- (3) その他、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農林、商工又は観光の関係者
- (2) 行政機関の関係者
- (3) 大学等の高等教育機関の者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 労働団体の関係者
- (6) 住民代表
- (7) 公募による町民
- (8) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、平成27年度に委嘱する委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。